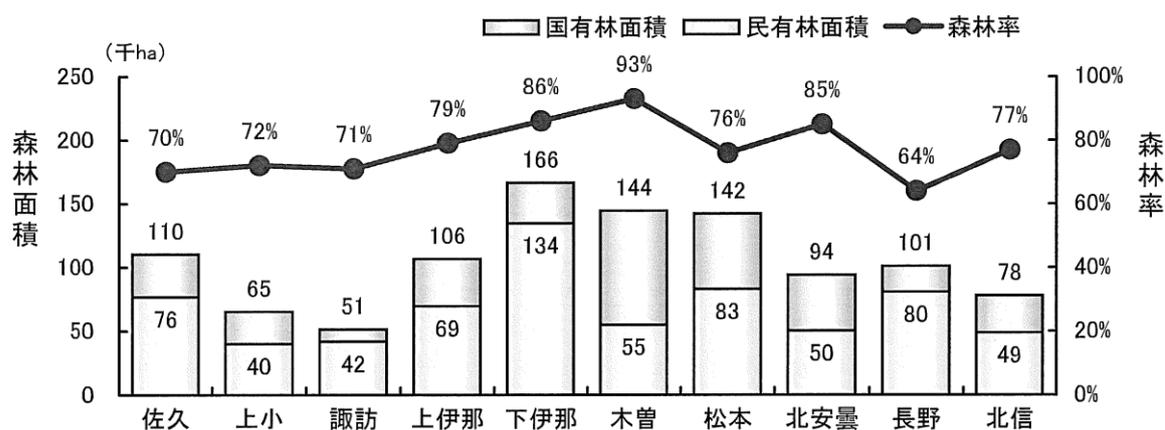


表 49 地方事務所別森林面積



(資料：長野県林務部「長野県民有林の現況（平成20年4月1日現在）」)

このうち民有林（国有林以外の森林）の面積は67万6,263haであり、県は民有林の2.6%に当る1万7,536haを「県営林」として管理し、水源のかん養や県土の保全、保健休養など森林のもつ多様な機能を維持増進させるための整備を行っている。

② 長野県の県営林の特色

県営林には、県自らが土地を所有する「県有林」と県が土地所有者に代わって造林を行う「県行造林」がある。県行造林には、土地所有者と県の2者契約である「一般県行造林」と、そこに製紙会社が加わる3者契約である「特殊林県行造林」がある。

県有林の成立は、明治32年、県知事が乱伐や林野火災等により荒廃した県内の森林の状況を憂え、国土保全のために造林を奨励するとともに、県営苗畑を設け、そこで生産された苗木を無償で提供することを県下に公告したことから始まった。明治36年12月に県有模範林の設置計画が県会において可決され、明治37年に設立された。

県有林は、戦後から昭和40年代には、集団移住対策などへの対応のため、市町村有林や私有林を購入して経営の充実を図る一方、県庁舎の建築費等の捻出のため、1,200haの県有林の伐採が行われ、若齢林が大幅に増加した。

一般県行造林は、昭和16年、戦時に軍用資材として強制伐採が行われ、要造林地が増加していったことを背景に、治山治水事業の促進と市町村の基本財産の造成を図る目的で、県5/10、土地所有者5/10の分収契約による県行造林事業が開始された。昭和33年には、分収造林特別措置法の施行に伴い、森林資源の造成、水資源の確保等を目的とする分収契約（県60/100、土地所有者40/100）に移行した。

特殊林県行造林は、昭和32年、製糸会社の設備増設に対し、「責任造林」の実行勧告が通商産業省から出されたことから始まった。昭和33年、分収造林特別措

置法の施行により拡大造林が推進されたが、通常の県行造林だけでは財政上限度があるため、民間資本の導入を図り、拡大造林を推進するため、県 2/100、土地所有者 40/100、費用負担者 58/100 の分収契約による「特殊林県行造林」を創設した。

県営林の面積は、下表のように、県有林 8,742ha、一般県行造林 5,525ha、特殊林県行造林 3,146ha となっている。

森林資源としては、人工林（苗木の植栽等の人為的な方法により造成した森林）の比率が面積の 77%を占めている。

樹種別森林面積では、針葉樹が 78%、広葉樹が 22%を占めている。針葉樹では、カラマツが 56%を占めているのが大きな特徴である。

表 50 県営林内訳 (平成 21 年 3 月末)

区 分	県有林	一般県行造林	特殊林県行造林	合 計
面 積	8,742ha	5,525ha	3,146ha	17,413ha
団地数	38	114	54	206

表 51 森林資源表

区 分	面 積		蓄 積	
	面積 (ha)	割合 (%)	蓄積 (m3)	割合 (%)
人工林	13,386	77	2,264,392	91
天然林	3,159	18	226,057	9
林地計	16,545	95	2,490,449	100
岩石等	868	5	0	0
合 計	17,413	100	2,490,449	100

表 52 樹種別面積

区 分	県有林	一般県行	特殊林県行	樹種占有率
スギ	631ha	148ha	232ha	6%
ヒノキ・サワラ	714ha	166ha	9ha	5%
アカマツ	706ha	503ha	469ha	10%
カラマツ	3,559ha	3,982ha	2,175ha	56%
その他針葉樹	194ha	23ha	0ha	1%
広葉樹	901ha	367ha	45ha	7%
岩石等	440ha	316ha	112ha	5%
保残帯	1,597ha	20ha	104ha	10%
計	8,742ha	5,525ha	3,146ha	100%

(資料：『長野県の森林・林業の動向－平成 20 年度長野県森林・林業白書』)

③ 県営林の課題

県営林は、水源のかん養や国土の保全など時代の要請に積極的に応えながら、造林事業の実施や林産物の安定供給などを通じて地域の経済活動に寄与するとともに、森林経営そのものの模範を示してきた。しかしながら、国の森林・林業政策が木材生産から公益的機能の発揮へ大きく変化する中で、県営林経営の基本理念は、「森林経営」を軸としたものから「森林管理経営」へと転換してきた。

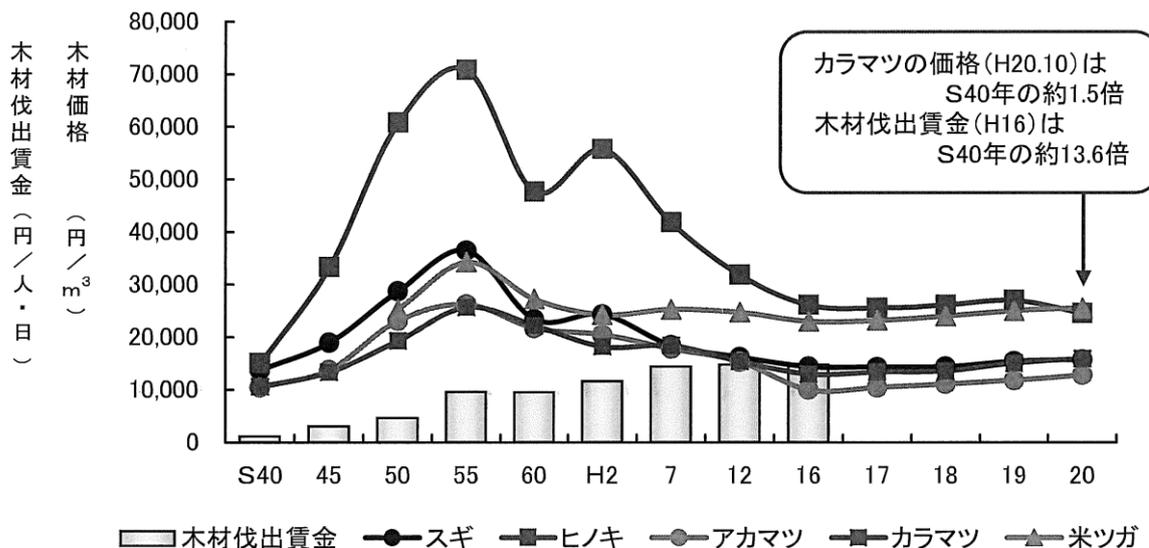
県営林においては、人工林面積の占める割合が高いことが特徴である。人工林の多くは、間伐作業が必要な時期にある。県では、5カ年計画を作成し、計画的な整備を実施しているが、持続的な森林管理経営を行うためには、間伐や抜伐の繰り返しによる中間収入で収益を上げる必要があり、そのため定期的に林分調査を行い、径級や成長量を確認しながら収穫規整を行うとしている。

我が国の林業を取り巻く環境は、昭和40年代からの外材輸入量の増加に加えて、木材に代わる資材の進出により、木材価格が長期低迷する一方、造林や伐採に要する経費は増大している（下図参照）。

とりわけ民有林においては、林業採算性の悪化等により、間伐をはじめとする適切な整備が十分に行われていない森林が増加している。このまま推移すると森林の適正な管理や木材の安定的な供給が困難になることが懸念されている。

県有林においても、材価の低迷のため高性能林業機械を使用しても運材経費を圧縮しなければ事業的に成立する林分が少ないのが現状である。そのため、低コストかつ林況に応じた搬出システムを検討しながら作業路網の整備計画を策定している。

表 53 木材価格と伐出業賃金の推移



(資料：『長野県の森林・林業の動向－平成20年度長野県森林・林業白書』)

(2) 県営林の資産評価

地方自治法上、県営林の取得原価は把握することが要求されていないが、県営林の資産評価を県に依頼して試算した結果、県有林が98億98百万円、県行造林（一般県行及び特殊林県行）が4億17百万円、合計103億15百万円となった。

この試算は、国税局財産評価基準に基づくものであり、実際の取得原価（投資額）とも売却価値（正味売却可能価額）とも異なるものであることに留意していただきたいが、ひとつの時価の目安になるものであろう。

森林を売却予定資産としてみると、現在は市場価格の低迷のため、実質的な売却価値（正味売却可能価額）は低いものになるかもしれない。立木の資産評価は、国、他県においても大きな課題であるが、個々の調査を実施し、現場ごとに評価を行うことはできるが、費用がかかるため、そこまではできないというのが現状である。

他方、森林を環境保全のための固定資産としてみると、国税局財産評価額はある一定の価値を表しているといえる。

表 54 県営林の評価額

県 営 林 の 評 価 額

(平成21年3月末現在)

県 営 林 区 分	面 積 h a	土地評価額 A 千円	立 木 評 価 額				計 A+B 千円
			材 積 m ³	評 価 額 千円	分 収 率	県 持 分 B 千円	
県 有 林	8,742	8,904,580	1,091,048	993,533	—	993,533	9,898,113
県 行 造 林	一般県行	—	887,492	747,443	55%	411,094	411,094
	特殊林県行	—	511,909	309,873	2%	6,197	6,197
	小 計	—	1,399,401	1,057,316		417,291	417,291
計	17,413	8,904,580	2,490,449	2,050,849		1,410,824	10,315,404

(注)

* 土地は近傍類似の固定資産評価額に基づき、関東信越国税局財産評価基準書（評価倍率表）により評価。

* 立木は、関東信越国税局財産評価基準書（立木の標準価格表）により評価。

* 県行造林の分収率は 県：土地所有者＝50：50及び60：40があるため55%で計算した。

(資料：県の資料に基づき監査人作成)